

## 付 議 第 3 号

### 公立義務教育諸学校の学級編制の基準に関する規則の一部を改正する 規則議案

公立義務教育諸学校の学級編制の基準に関する規則（昭和 34 年高知県教育委員会規則第 4 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 3 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----  
**教 育 委 員 会 規 則**  
-----

公立義務教育諸学校の学級編制の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号

公立義務教育諸学校の学級編制の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立義務教育諸学校の学級編制の基準に関する規則（昭和34年高知県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表小学校の項中「40人」を「40人（第1学年の児童で編制する学級にあっては、35人）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 參考資料

## 公立義務教育諸学校の学級編制の基準に関する規則の一部を改正する 規則議案説明

### 1 改正の目的及び内容

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）の一部改正を考慮し、本県における小学校の 1 学級の児童数の基準を、第 1 学年について、40 人から 35 人に改めようとするもの。

### 2 施行期日

公布の日から施行する。

新 旧 対 照 表

公立義務教育諸学校の学級編制の基準に関する規則（抜粋）

（学級編制の基準）

第2条 略

2 学校の1学級の児童又は生徒数は、次の表の左欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の右欄に掲げる数を基準とする。

学校の種類	学級編制の区分	1学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	40人(第1学年の児童で編制する学級にあっては、35人)
	2の学年の児童で編制する学級	16人(第1学年の児童を含む学級にあっては、8人)
	学校教育法（昭和22年法律第26号）第75条に規定する特別支援学級	8人
中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）	同学年の生徒で編制する学級	40人
	2の学年の生徒で編制する学級	8人
	学校教育法第75条に規定する特別支援学級	8人

公立義務教育諸学校の学級編制の基準に関する規則（抜粋）

（学級編制の基準）

第2条 略

2 学校の1学級の児童又は生徒数は、次の表の左欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の右欄に掲げる数を基準とする。

学校の種類	学級編制の区分	1学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	40人
	2の学年の児童で編制する学級	16人(第1学年の児童を含む学級にあっては、8人)
	学校教育法（昭和22年法律第26号）第75条に規定する特別支援学級	8人
中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）	同学年の生徒で編制する学級	40人
	2の学年の生徒で編制する学級	8人
	学校教育法第75条に規定する特別支援学級	8人